

寒川町立小・中学校の教員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

寒川町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

Ⅰ．計画の趣旨・現状

(Ⅰ) 計画の趣旨

本計画は、教員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童・生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教員の働きやすさと働きがいとを両立し、よりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第2次寒川町教育振興基本計画の基本理念に掲げている「よく学びよく遊び よく生きる」の実現には、教員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教員の働きやすさ・働きがいという意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

寒川町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教員のウェルビーイングを確保し、寒川町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 現状

本町における教員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月28時間	37.4%	5.8%
中学校	月44時間	52.4%	22.6%

また、働きやすさや働きがいの状況は以下のとおりであった。

【令和7年度アンケート結果より】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている 教員の割合	80.7%
「仕事にやりがいがある」と感じている 教員の割合	87.4%

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

本町では、県教育委員会と共通の目標を設定している。

(1) 長時間勤務の是正

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

(2) ウェルビーイングの向上

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

「学校と教師の業務の3分類」は、文部科学省が2019年中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」にて、業務を「(ア) 学校以外が担うべき業務」「(イ) 教師以外が担うべき業務」「(ウ) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に整理された。

教員の多忙化を解消し、授業の質向上や児童生徒と向き合う時間を確保するために作られ、学校の業務を仕分けることで、教員が本来行うべき「授業準備」や「生徒指導」に時間を使える環境を目指している。

(ア) 学校以外が担うべき業務

① 校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

- ・放課後の日常的な見守りや勤務時間外における校外の日常的な見回りについては、学校による対応は原則行わないこととする。
- ・児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は原則行わないこととする。

② 学校徴収金等の徴収・管理

- ・令和５年度より導入した給食費の公会計については、引き続き実施する。
- ・その他の私費会計業務については、業務の簡素化やスクールサポートスタッフ（教員業務支援員）の活用等を図りながら、教員の業務負担軽減に向けたあり方を検討する。

③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・神奈川県スクールロイヤー等の弁護士等の専門家を活用し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

- ・学校事務体制の強化のため、事務ブロック内（本町教育委員会における事務連携組織内に隣接する複数の学校で構成するブロック）での連携強化や教育委員会と事務職員との連携を進める。
- ・スクールサポートスタッフによる事務的な補助を推進する。
- ・調査内容を毎年度精査し、調査回数の削減や回答方法の工夫などによるさらなる負担軽減を図る。

② 学校プールの管理

- ・学校プールの清掃においては、引き続き業者による清掃を行う。学校プール施設の老朽化により使用できない学校については民間へ委託し、学校プール管理の負担軽減を図る。

③ 部活動

- ・適切な休養日等の設定を遵守する。
- ・朝練や引率などのあり方について検討する。
- ・中学校部活動指導協力者などの活用により、教員の負担軽減を推進する。

(ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援などによる負担軽減を進める。
- ・スクールサポートスタッフによる事務的な補助を推進する。
- ・効率的な学習評価や成績処理をするため、校務支援システムの運用を進める。

② 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- ・町費会計年度任用職員（ふれあい教育支援員、特別支援学級補助員）などの配置により、教員の負担軽減を図る。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町心理士等による連携・協働を深め、支援体制の充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要である。

児童・生徒や学校の実情を踏まえた教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うと同時に、教員相互、教員と保護者等との信頼関係の構築を進めるといった学校マネジメントの実現をめざし、時間外在校等時間の縮減に向け取り組む。

- ・授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間(補習及び部活動を含む。)の設定を見直すなどの工夫を行う。
- ・学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進める。
- ・職員会議など各種会議について見直しを行い、ルールの徹底や廃止、縮減など合理化を進める。
- ・学校運営の改善を図るため、学校管理職等が働き方改革の視点を持ち、改善策を講ずる。
- ・ノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの向上を図る。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・希望者や長時間勤務の対象となる教員については、産業医等による助言・指導などを受けられるようにする。
- ・心身の健康問題における相談窓口などについては、町長部局や神奈川県などの関係機関と連携を図り、より効果的な運用を図る。
- ・年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定、完全退勤時間の設定及び遵守など、これまでの取組を引き続き推進する。
- ・学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組を着実に実行するため、毎年度、総合教育会議において報告するとともに、計画の実施状況を公表する。

- ・働き方改革を推進する上で、教員の意識をはじめとする自校の状況や課題を校長が把握し、改善することが重要であることから、校長の効果的なマネジメントを支援する。
- ・教員を対象とした働き方改革に係る意識調査を実施し、取組に対する受け止めや、改革を進めるための意見や要望などを把握し、効果的な活用を図る。
- ・特に若手教員が働きやすい環境となるよう、ワーキングチームやアンケートの実施など、意見を聞く機会を積極的に設けて取組に繋げる。